



佐賀県公報

平成17年
9月20日
(火曜日)
第12658号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

告示

○介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の指定辞退 (四八七・長寿社会課) 一

○化製場等に関する法律に基づく動物の飼養又は収容の許可を受け

なければならぬ区域の指定の一部改正

(四八八・生活衛生課) 一

公告

○建設業の許可の取消処分

(建設・技術課) 一

○基本測量の実施

(土地対策課) 三

公安委員会事項

○佐賀県警察組織規則等の一部を改正する規則

(規則・九) 三

○ 告示

◎佐賀県告示第四百八十七号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十三条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設から指定の辞退があった。

平成十七年九月二十日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	指定辞退年月日
佐賀県医療生活協同組合 神野診療所	佐賀市神野東四丁目十番五号	平成一七・九・三〇

◎佐賀県告示第四百八十八号

化製場等に関する法律に基づく動物の飼養又は収容の許可を受けなければならぬ区域の指定(平成十六年佐賀県告示第七百六十七号)の一部を次のよう

に改正し、平成十七年十月一日から施行する。

平成十七年九月二十日

佐賀県知事 古川 康

第一号中「字一本杉大崎」を「字一本杉大崎 諸富町大字諸富津 大和町大字尼寺字一本松、字二本松、字三本松、字四本松、字一本木、字一本杉、字二本杉、字四本杉、字築山、字印鑰、字下印鑰、字宝満、字南畑、字高畑、字井釜、字納所、字岡裏、字若宮、字市ノ江川西、字市ノ江、字前田、字野田、字真島、字北畑、字鍵尼、字柿園、字館、字土井ノ外、字西土井外及び字国尺、大字久池井字六本柳、字二本松、字三本松、字四本松、字五本松、字一本杉、字二本杉、字四本杉、字五本杉、字六本杉及び字平原、大字川上字宮原、字貝曲、字別所、字清水、字井樋尻、字杉馬場、字馬場、字清水前、字西山、字土井ノ上、字土井ノ下、字若林、字渡折、字西山一、字大久保、字渡内二割、字渡内三割、字渡内四割、字渡内六割、字山裏一割、字山裏三割、字一本松二割、字二本松二割、字外三反田三割、字外三反田四割、字六反田三割、字星熊、字星熊一ノ割、字星熊四ノ割、字星熊五ノ割、字別所一ノ割、字別所二ノ割、字一本松三割、字一本松四割、字一本松六割、字二本松一割、字二本松四割、字二本松五割、字二本松七割、字二本松十割、字二本松十三割、字二本松十四割、字四本松一割、字四本松二割及び字四本松四割、大字東山田字三本一、字三本六、字三本七、字三本十、字三本十四、字榎三、字榎五及び字榎七並びに大字梅野字都渡城」に改める。

第九号を次のように改める。

九 佐賀郡
川副町大字犬井道

○ 公告

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定に基づく建設業の許

可の取消しに係る処分(同項第4号に該当するものに限る。)を行ったので、
同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

平成17年9月20日

佐賀県知事 古川 康

処分をした年月日	被処分者の商号又は名称及び主たる営業所の所在地	被処分者の代表者の氏名及び許可番号	取り消した許可の内容	建設業法第12条の規定による届出のあった年月日
平成17年8月3日	株式会社土井組 唐津市相知町平山上 甲1201番地	土井 安雄 佐賀県知事許可 (般-16) 第1795号	建築一式工事業に関する一般建設業の許可	平成17年7月20日
平成17年8月3日	株式会社テレビ九州 藤津郡嬉野町下野甲 716番地21	西川 雅裕 佐賀県知事許可 (般-12) 第9498号	電気工事業及び電気通信工事業に関する一般建設業の許可	平成17年7月7日
平成17年8月9日	山内電気商会 杵島郡山内町大字宮 野23952番地1	野方 記義 佐賀県知事許可 (般-12) 第5187号	電気工事業に関する一般建設業の許可	平成17年7月22日
平成17年8月9日	株式会社キタック 鹿島市大字中村1638 番地8	喜多 勉 佐賀県知事許可 (般-13) 第5997号	管工事業に関する一般建設業の許可	平成17年7月19日
平成17年8月12日	有限会社協栄設備 小城市牛津町下砥川 581番地	坂井 清正 佐賀県知事許可 (般-12) 第6586号	清掃施設工事業に関する一般建設業の許可	平成17年7月29日
平成17年8月12日	有限会社田中庭樹園 佐賀市金立町金立 1197番地388	田中 一則 佐賀県知事許可 (般-12) 第7496号	土木一式工事業に関する一般建設業の許可	平成17年7月29日
平成17年8月18日	株式会社三日月建設 小城市三日月町堀江 458番地1	水崎 英雄 佐賀県知事許可 (般-14) 第5701号	土木一式工事業、建築一式工事業、管工事業、鋼構造物工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可	平成17年7月19日
平成17年8月18日	池田組 佐賀郡川副町大字鹿 ノ江387番地6	池田 豊 佐賀県知事許可 (般-13) 第6048号	土木一式工事業に関する一般建設業の許可	平成17年8月2日
平成17年8月18日	シゲーツ工業 鳥栖市真木町2097番 地	重松 正彦 佐賀県知事許可 (般-13) 第8741号	管工事業に関する一般建設業の許可	平成17年7月8日
平成17年8月18日	門鉄美術宣伝株式会社 佐賀市高木瀬西六丁 目11番2号	土井 洸 佐賀県知事許可 (般-13) 第6820号	とび・土工・コンクリート工事業に関する一般建設業の許可	平成17年8月2日
平成17年8月18日	有限会社秀倉工業 佐賀市高木瀬西四丁 目15番4号	秀瀬 康徳 佐賀県知事許可 (般-13) 第6881号	建築一式工事業及びとび・土工・コンクリート工事業に関する一般建設業の許可	平成17年8月4日
平成17年8月18日	有限会社藤將 佐賀郡大和町大字久 留間3368番地7	藤瀬 修司 佐賀県知事許可 (般-15) 第9307号	土木一式工事業、とび・土工・コンクリート工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、造園工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可	平成17年8月4日

平成17年 8月19日	古賀土木工業株式会社 佐賀市若楠三丁目14番35号	古賀 照志 佐賀県知事許可 (特-16) 第1103号	土木一式工事業、 とび・土工・コン クリート工事業、 舗装工事業、しゅ んせつ工事業及び 水道施設工事業に 関する特定建設業 の許可	平成17年7月 26日
平成17年 8月25日	林工業 鳥栖市松原町1770番 地	林 忠夫 佐賀県知事許可 (般-14) 第9881号	土木一式工事業及 びとび・土工・コ ンクリート工事業 に関する一般建設 業の許可	平成17年8月 10日
平成17年 8月25日	パイパー九州株式会 社 三養基郡上峰町堤28 番地1	大川 園代 佐賀県知事許可 (般-14) 第9399号	土木一式工事業及 びとび・土工・コ ンクリート工事業 に関する一般建設 業の許可	平成17年8月 9日
平成17年 8月26日	金平実鉄筋 佐賀市本庄町大字本 庄980番地5	金平 実 佐賀県知事許可 (般-13) 第4614号	鉄筋工事業に関す る一般建設業の許 可	平成17年8月 9日
平成17年 8月26日	山東美建 小城市三日月町久米 639番地8	山東 信子 佐賀県知事許可 (般-15) 第9105号	塗装工事業に関す る一般建設業の許 可	平成17年8月 2日

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から基本測量の実施について次のとおり通知があった。

平成17年9月20日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 作業種類 基本測量(精密測地網高精度三次元測量)
- 2 作業期間 平成17年10月6日から平成18年3月20日まで

3 作業地域 佐賀市、鹿島市、小城市、佐賀郡諸富町及び久保田町、杵島郡江北町及び白石町並びに藤津郡太良町

○ 公安委員会事項

佐賀県警察組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年九月二十日

佐賀県公安委員会

委員長 檜 垣 南治子

●佐賀県公安委員会規則第九号

佐賀県警察組織規則等の一部を改正する規則

(佐賀県警察組織規則の一部改正)

第一条 佐賀県警察組織規則(平成六年佐賀県公安委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の一の表の佐賀県佐賀警察署の大和交番の項を次のように改める。

大和 "	" 大和町 大字尼寺	佐賀市のうち、大和町(大字尼寺、大字久池井、大字梅野(都渡城)、大字川上(大久保を除く。)、大字東山田(上戸田を除く。)、大字八反原)
------	---------------	---

別表第一の二の表の佐賀県佐賀警察署の松梅警察官駐在所及び中極警察官駐在所の項を次のように改める。

松梅警察官 駐在所	佐賀市大和町 大字梅野	佐賀市のうち、大和町(大字松瀬、大字梅野(都渡城を除く。)、大字名尾)
中極 "	" " 大字川上	佐賀市のうち、大和町(大字久留間、大字池上、大字川上(大久保)、大字東山田(上戸田))

別表第一の二の表の佐賀県佐賀警察署の川久保警察官駐在所の項中「佐賀

市久保泉町」を「久保泉町」に改め、同表の佐賀県佐賀警察署の北山警察官駐在所、富士南警察官駐在所及び古湯警察官駐在所の項を次のように改める。

北山	佐賀市富士町 大字中原	佐賀市のうち、富士町（大字上無津呂、大字下無津呂、大字麻那古、大字中原、大字栗並、大字大串、大字大野）
富士南	大字小副川	佐賀市のうち、富士町（大字内野、大字上熊川（柚木を除く。）、大字下熊川、大字小副川（須田を除く。）、大字松瀬、大字梅野）
古湯	大字古湯	佐賀市のうち、富士町（大字古湯、大字杉山、大字苜木、大字市川、大字小副川（須田）、大字鎌原、大字上熊川（柚木）、大字藤瀬、大字古湯、大字上合瀬、大字下合瀬、大字関屋、大字畑瀬）

別表第一の二の表の佐賀県佐賀警察署の古湯警察官駐在所の項の次に次のように加える。

三瀬	三瀬村	佐賀市のうち、三瀬村藤原、三瀬村三瀬、三瀬村杠
----	-----	-------------------------

別表第一の二の表の佐賀県諸富警察署の山領警察官駐在所の項を次のように改める。

山領警察官駐在所	佐賀市諸富町 大字山領	佐賀市のうち、諸富町（大字山領（小杭を除く。）、大字為重（石塚を除く。）、大字寺井津（浮盃、東堀、西堀を除く。）
----------	----------------	--

別表第一の二の表の佐賀県諸富警察署の早津江警察官駐在所の項中「川副町」を「佐賀郡川副町」に改め、同表の佐賀県神埼警察署の三瀬警察官

駐在所の項を削り、同表の佐賀県神埼警察署の春振警察官駐在所の項中「春振」を「春振警察官駐在所」に、「春振村」を「神埼郡春振村」に改める。

佐賀県諸富警察署	佐賀市のうち、諸富町（大字諸富津、大字大堂、大字徳富、大字為重（石塚）、大字山領（小杭）、大字寺井津（浮盃、東堀、西堀）
----------	--

別表第二の諸富警察署の項中「佐賀郡」を「佐賀市」に改める。
(佐賀県道路交通法施行細則の一部改正)

第二条 佐賀県道路交通法施行細則（昭和三十五年佐賀県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二の一般国道二〇八号、一般国道二六三号、県道諸富西島線及び県道大詫間光法停車場線の項中「佐賀郡」を「佐賀市」に改める。
(佐賀県警察署協議会条例施行規則の一部改正)

第三条 佐賀県警察署協議会条例施行規則（平成十三年佐賀県公安委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表の佐賀警察署協議会の項中「一六人」を「一七人」に改め、同表の神埼警察署協議会の項中「六人」を「五人」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年十月一日から施行する。

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十七年九月二十日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社 藤古川総合印刷